

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年八月十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン倉敷ショッピングセンター

所在地 倉敷市水江一番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社クラレ

住所 大阪府大阪市北区梅田一―二―三九

代表者の氏名 代表取締役社長 和久井康明

(2) 名称 イオンモール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一

代表者の氏名 代表取締役社長 川戸 義晴

3 変更事項

(変更前)

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後九時（ただし、年間九十日に限り午後十時）

(変更後)

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後十一時

4 変更年月日

平成十五年八月二十一日

二 届出年月日

平成十五年八月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年八月十二日から平成十五年十二月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課